

日本テコンドー協会審査法

J T A 論文法一形式・期限・合否基準

通知 2013年3月18日

追加 2014年5月29日

日本テコンドー協会

宗師範 河 明生

日本テコンドー協会（以下、J T A）の審査会における論文・小論文審査制度は、J T A 七大精神にそって体系化された J T A が誇る独創的な制度であり、この審査制度があればこそ、不祥事続きの他の武道界や格闘技界に欠けている「武道の哲学化」が可能となる。

J T A は前進団体創立以来、約 30 年にわたり実施してきた J T A 審査会（現在・第 103 回）を通じて延べ 2 万人超の受験者が、それぞれの環境・学習・経験を通じて涵養した人生観・倫理観・道徳観等に基づき真摯に「自分史」を振り返って書き綴りながら、人生を歩むための精神的糧にしたのではないかと考えている。

しかし、その形式に統一性がなく、提出期限に節度が足りない。

たとえば、所属クラブを明記していない場合、採点後の返却が難しい。

昇段審査の実技試験合格後、1 年以上も論文を提出しないというのも問題なしとはいえない。

また、二階級特進希望受験者の特進が叶わない場合、

提出された課題小論文 2 本の中、1 本のみを通常昇級課題として採点し、もう 1 本は採点せず返却している。

ゆえに次回審査を受験する際は、

- ①通常昇級審査（1 階級昇級）の場合、採点されず返却された小論文 1 本をもう一度提出（書き換えも可）、
- ②特進昇級希望審査（2 階級昇級）の場合、採点されず返却された小論文 1 本と新たに書いた課題論文 1 本、合わせて 2 本を提出しなければならない。

しかし、いずれにおいても、「前回、提出しました」と所定の小論文を提出しない受験生が目立った。

そこで下記の通り、小論文規定を明示する（追加された条文にはアンダーライン）

第1条 形式

論文・小論文・作文は、将来、受験者が「自分史」を振り返る際、大切な「自分史の史料」となる。そのためにも所属クラブ長等を通じて遅滞なく返却するため下記を明記しなければならない。

1, 氏名を明記すること

園児や小学校1年生で保護者が代筆する場合は、園児の氏名とともに「保護者代筆」と明記。

2, 「JTA会員の声」に匿名で紹介する必要があるため、年齢または学年、性別を明記すること

1) 年齢または学年

①未就学（任意であり提出不要だが、保護者が希望して提出される場合がある）

②小学生の学年

③中学生の学年

④高校生の学年

⑤社会人10代または大学生20代

⑥社会人20代または大学生・大学院生20代

⑤社会人30代または大学生・大学院生30代

⑥40代、

⑦50代、

⑧60代

2) 性別（戸籍上のものに限る）

①男

②女

3, 論文・小論文・作文が2枚以上の場合、右斜め上をホッチキス等でとめること。

第2条 提出期限

1, 昇級審査の小論文・作文の提出期限

- 1) 通常昇級受験者の場合は、定められた一つの課題の小論文1本を審査当日に提出しなければならない。
正当な理由（たとえば、クラブ長に提出したがクラブ長が忘れてしまった場合）がなければ不合格とする。
- 2) 特進希望受験者の場合は、定められた二つの課題の小論文2本を審査当日に提出しなければならない。
いかなる事情があっても忘れた場合は特進は不可とする。
ただし、実技審査の結果、特進が難しい場合は、通常昇級の課題小論文のみを採点し、それ以外は採点しないで返却する。次回、審査で提出しても構わない。

3) 特進希望受験者の特進が叶わない場合、

提出された課題小論文2本の中、1本のみを通常昇級課題として採点し、もう1本は採点せず返却している。
この採点されず返却された小論文1本は、次回審査を受験する際、もう一度提出しなければならない。
すなわち次回も特進昇級希望審査を受験する者は、
採点されず返却された小論文1本と新たに書いた課題論文1本合計2本を提出しなければならない。
なお、採点されず返却された小論文の書き直しを妨げるものではない。

2, 昇段審査の論文提出期限

第一次実技審査受験後、半年以内とする。提出されない場合は不合格とする。

第3条 心得と合否基準

1, 心得

1) 昇級審査の小論文・作文の心得

ここ20年、学会の学術論文、大学院の修士論文および博士論文、大学の卒業論文およびレポート等において他者の文章を丸写しする盗作不正が行われている。

採点者は性善説に立っており、JTA会員・門人に限ってそのようなことはないと信じる。

ただ、研究者として専門書や史書等の読書量が多く、

一般の人々の文章、たとえば、JTA小論文は年間1千本（30年で3万本以上）、

過去、大学生の期末試験等の答案2万通以上を採点している関係で、

ある一定の職種や年齢の人々がどのような知識と経験に裏打ちされた文章を書くのかがわかる。

ゆえに、本人の文章ではないと疑われる文章を読むとはなはだ遺憾である。

就職試験や資格試験、卒業単位を得るためのレポート等とは異なる視点、

正しい人生を歩むため、そして自分を高めるために、真摯な気持ちで筆をとって欲しいと希望する。

2) 昇段審査の論文執筆の心得

JTA七大精神の第二条には「我々は文武両道を志すこと」とある。

上記に言う「文」とは、学歴や資格のことではない。

ある一定の時代には、頭脳が明晰ではあったが、家が貧しく進学できない人々が多数存在した。

しかし、彼らの一部は、世を恨み、親に落胆することはなく、働きながらも学問を志した。

図書館等に通って書物を読み、ほぼ独学で高い見識と教養＝「文」を高めた。

その典型例が、司馬遼太郎と並ぶ昭和を代表する作家・松本清張（小学校卒）である。

彼らは書物を通じて遠い昔に生きた賢人達から学ぼうとした。

昇段審査の論文を書く際、大切なことは、「自分の考え」ではない。

古典と言われる書物を熟読し、過去の先人達がどのように考えたのかを検証し、参考にした上で、己の見識や教養のレベルを自覚し、そして恥じながらも、自分なりに学んだことを整理することにある。高段者になればなるほど見識と教養を高め、文武両道を目指して欲しいと希望する。

2, 合否の基準

受験者が課題に真剣に向かい合い論述した小論文・作品は合格とする。

文章のうまさを評価しているものではない。

受験者しか語れない「リアリティーに満ちた自分史」の一部を誠実な姿勢で論述した小論文は感動的であり、かつさわやかであり、本制度の趣旨にかなうものであるためAAAまたはAAとする。

1) AAA

2) AA

3) AA- (小論文2本の総合評価を加味)

4) A+☆3

5) A+☆2

6) A+☆1

7) A

3, 不合格・再提出および除名

論文・小論文審査の結果、不合格または再提出となり、昇級・昇段が保留となるのは次の通りとする。

1) 不合格

① JTA七大精神に反する場合

たとえば、公益について「世の中が自分を理解してくれたら、公益を考えても良い」等の記述。

かかる自己中心的な見解を合格させることはできないからである。

②課題にそっていない小論文・作文は不合格・再提出とする。

たとえば、「礼儀礼節」が課題であるのに、「克己の精神」について論述している場合

③真剣さに欠ける小論文

たとえば、200字程度と短すぎるものは不合格とする。

2) 「盗作」

過去、他の受験者が提出した小論文・論文を「盗作」した場合は、除名処分とする。

3) 再提出

①昇級審査小論文・作文再提出

イ) 不合格者は、論文審査結果発表後、2週間以内に再提出しなければならない。

提出されない場合は、放棄とみなし、実技ともども不合格とする。

ただし、各種障害者や小学校低学年の受験者は免除する場合がある。

ロ) 特進希望昇級審査小論文の再提出は認めない。特進は不可とする。

②昇段審査再提出

不合格者は、論文審査結果発表後、1ヶ月以内に再提出しなければならない。

以上